

# 病床機能再編支援事業給付金の活用について

---

# 協議内容

## 医療審議会における協議事項

- 病床機能再編支援事業給付金の活用にあたっては、国の整理において、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見をふまえることとされています。
- 令和5年度に病床機能再編支援事業の支給対象について、募集を行ったところ、次のとおり単独支援給付金の支給を希望する医療機関があったため、本審議会として、当該医療機関の病床機能再編に係る計画が地域医療構想の実現に必要なものかどうか意見照会いたします。  
(今回協議する計画は、現時点で希望のあった令和7（2025）年度末までの期間を対象としています。)
- なお、今回の協議内容については、令和5年10月に開催しました各構想区域の地域医療構想調整会議において、それぞれ了承されています。

## 病床機能再編の内容

| 構想区域 | 医療機関名              | 再編前病床数<br>(平成30年度病床機能報告・<br>回復期機能病床を除く) | 再編後病床数<br>(回復期機能病床を除く) | 病床減少数 |
|------|--------------------|---|------------------------|-------|
| 鈴亀   | 宮村産婦人科             | 16床                                     | 0床                     | 16床   |
| 伊勢志摩 | 伊勢志摩レディース<br>クリニック | 19床                                     | 0床                     | 19床   |

# 病床機能再編支援事業（単独支援給付金）概要

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の減少を行う場合、減少病床に応じた給付金を支給する。

## 支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は対象外。

## 支給要件

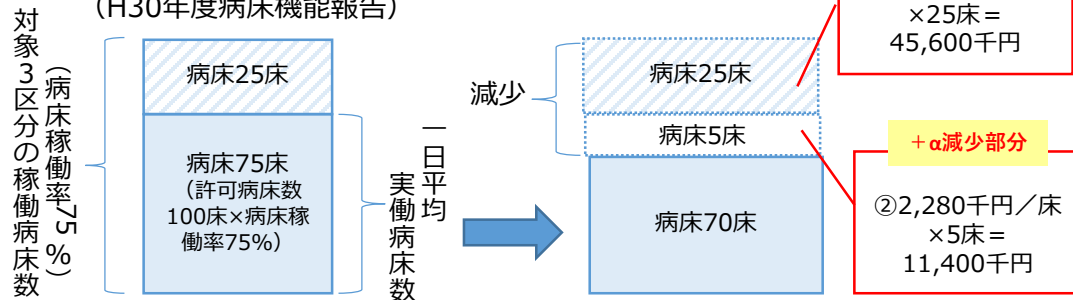
- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたもの。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における**病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下**であること。

## 支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少病床1床あたりの額を支給。※なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに稼働病床数に変更のあった場合は、**平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ないほうを基準とする。**
- ② 一日平均実働病床数以下まで減少する場合は、一日平均実働病床数以下の減少病床については2,280千円/床を交付。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、**回復期機能・介護医療院への転換病床数、過去に本給付金の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ病床を融通した病床数を除く。**

### 【イメージ】

（H30年度病床機能報告）



| 病床稼働率             | 減少する場合の1床あたり単価 |
|-------------------|----------------|
| 50%未満             | 1,140千円        |
| 50%以上60%未満        | 1,368千円        |
| 60%以上70%未満        | 1,596千円        |
| <b>70%以上80%未満</b> | <b>1,824千円</b> |
| 80%以上90%未満        | 2,052千円        |
| 90%以上             | 2,280千円        |

※補助金の算定の計算には休床分は含めない

① (45,600千円) + ② (11,400千円) = 57,000千円の交付

# 病床機能再編支援事業（単独支援給付金）の対象医療機関①

## 病床機能再編の内容

医療機関名 宮村産婦人科  
所在地 亀山市本町3丁目8-7  
再編完了時期 令和7年3月31日  
病床機能再編の理由

## 病床機能再編による医療機能別病床数の変更内容

| 再編前（平成30年度病床機能報告） | 再編後 | 減少病床数   |
|-------------------|-----|---------|
| 急性期 16床           | 0床  | 急性期 16床 |

- ① 最近の高度医療、設備更新に対応することが難しく、看護師の定員不足もあり、今後、当院で入院治療を行っていくことが困難になると想定され、無床診療所としたい。
- ② 安全分娩のために病院に集約していくことも必要と考えている。
- ③ 亀山市内唯一の産婦人科の有床診療所ではあるが、引き続き無床診療所として、分娩までの妊産婦の診察をしていくとともに、分娩対応可能な病院等とも連携していく。また、隣接市において、産婦人科の有床診療所があることから、地元住民からの相談に丁寧に対応し、安心な医療体制を維持していく。

## 地域医療構想との整合性について

鈴亀構想区域においては、将来の必要病床数と比較して、鈴亀構想区域の急性期病床が過剰であることをふまえると、県としては、今回の病床削減は、鈴亀区域地域医療構想との整合性が確保できるものであり、給付金の支給対象となると考えます。一方で、宮村産婦人科は亀山市内唯一の有床産婦人科であることから、再編理由にあるように、無床診療所となった後も、分娩対応可能な病院との連携や相談体制の構築など、安心できる医療体制の構築を求めます。

# 病床機能再編支援事業（単独支援給付金）の対象医療機関②

## 病床機能再編の内容

医療機関名 伊勢志摩レディスクリニック

所在地 伊勢市黒瀬町671-20

再編完了時期 令和7年3月31日

### 病床機能再編の理由

### 病床機能再編による医療機能別病床数の変更内容

| 再編前（平成30年度病床機能報告） | 再編後 | 減少病床数   |
|-------------------|-----|---------|
| 急性期 19床           | 0床  | 急性期 19床 |

- ① 最近の高度医療、設備更新に対応することが難しく、看護師の定員不足もあり、今後、当院で入院治療を行っていくことが困難になると想定され、無床診療所としたい。
- ② 安全分娩のために病院に集約していくことも必要と考えている。

## 地域医療構想との整合性について

伊勢志摩構想区域においては、将来の必要病床数と比較して、急性期病床も総病床数も過剰であることをふまえると、県としては、今回の病床削減は、伊勢志摩区域での地域医療構想との整合性が確保できるものであり、給付金の支給対象と考えます。